

# 第2子以降（1・2歳児）の 保育料の無償化を行います。

## 佐世保市独自の無償化について

「子育てにかかる経済的負担の軽減」や「国が掲げる共働き・共育での推進」を目指すため、**同時在園での第2子以降（1・2歳児）の保育料無償化を行います。**

## 対象者・対象範囲

### ● 対象となる子ども（佐世保市民）

- 無償化の対象は、保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に**同時に通う子ども**の一番年長のきょうだい児から数えて**2番目以降の子ども**であり、認可外保育施設の1歳児クラス及び2歳児クラスに在籍している子ども。
- ただし、市町村民税所得割合算額が5万7,699円以下に該当する世帯は、原則として一番年長のきょうだい児から数えて2番目以降の子どもが対象となります。

(1) 「保育を必要とする」(※)ことが条件となります。

※「保育を必要とする」とは、保護者が就労、病気、看護等の理由で、子どもが保育を必要とする状態のことです。

(2) 他の保育所・認定こども園等を利用していないことが条件となります。

(3) 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、無償化の対象外となります。

(4) 既に無償化の対象となっている方（施設等利用費を受け取られている方）は、本市独自の無償化制度の対象外となります。

### ● 無償化の月額上限額は4.2万円です。

## 手続について①

● 無償化の対象となるためには申請書による、保育の必要性の審査が必要となります。

● 手続きのながれや申請に必要な書類詳細については、**裏面**を参照してください。

## 手続について②

### (1) 手続きの流れ

- ① 所定の様式に必要資料（領収書等）を添付の上、市（保育幼稚園課）へご提出ください。
- ② 市において審査の上、交付の有無を決定します。
- ③ 交付決定の場合は、10月末または4月末までに所定の口座に振り込みします。

### (2) 提出締切

- ① 4～8月利用分 → 9月末締切
- ② 9～3月利用分 → 3月末締切

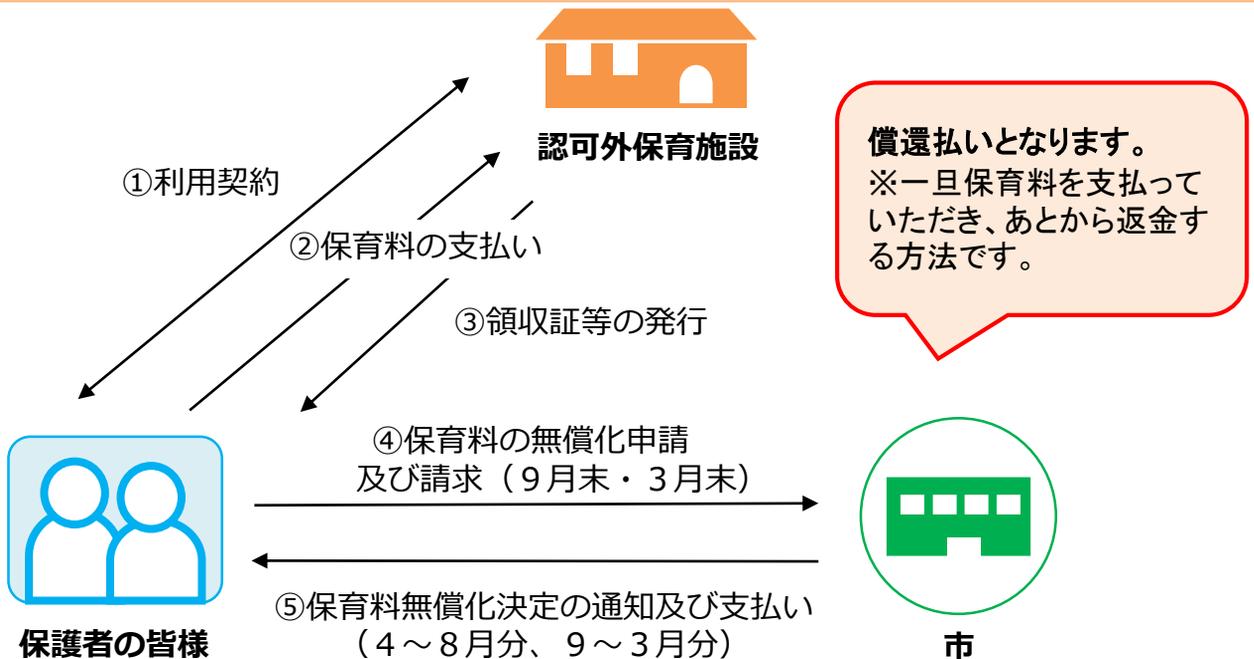
## 申請に必要な書類

- (1) 佐世保市多子世帯の認可外保育施設保育料助成金交付申請書兼請求書
- (2) 領収書等（領収書、口座引き落としを示すもの等）
- (3) 就労証明書等（就労証明書、疾病・障がい申立書、介護・看護申立書等）

必要書類（申請書、就労証明書等）については、市窓口（保育幼稚園課）もしくは、施設にご用意しております。

※佐世保市のホームページからもダウンロードできます。

### [基本的な手続きのイメージ]



問い合わせ先: 佐世保市保育幼稚園課 TEL: 0956-24-1111

くわしくは、佐世保市のホームページをご覧ください。

佐世保市 第2子無償化

検索

